

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>高知県国際スポーツ交流事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第12条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>10</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年4月18日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>高知県国際スポーツ交流事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第12条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>7</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年4月18日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>

別表第1（第3条関係）						
補助事業区分	補助事業者	種別	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
チェコ ソフトボール チーム交流事業	(一社) 高知県 ソフトボール 協会	訪問	交通費 ※航空機運賃に 限る。	1人当たり 285,820円 (往復)	2分の 1以内	1,881千円
		受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり 118,800円	定額	2,131千円
			宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり 13,400円	2分の1 以内	
			会場等使用料	1日当たり 42,520円	定額	
		受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり 105,800円	定額	2,033千円
			宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり 13,400円	2分の1 以内	
			会場等使用料	1日当たり 42,520円	定額	
海外チーム交流事 業	県内の各競技 団体	訪問	交通費 ※航空機運賃に 限る。	1人当たり 72,400円 (往復)	2分の 1以内	300千円

【補助金額について】

「補助対象経費の実支出額」と「補助基準額」とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、補助限度額を補助金額の上限とする。

別表第2 省略

別表第1（第3条関係）						
補助事業区分	補助事業者	種別	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
チェコ カヌージュニア チーム交流事業	高知県 カヌー協会	訪問	交通費 ※航空機運賃に 限る。	1人当たり 500,480円 (往復)	2分の1 以内	1,884千円
		受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり 84,000円	定額	
			会場等使用料	1日当たり 100,000円	定額	
		受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり 118,800円	定額	2,331千円
			宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり 9,800円	2分の1 以内	
			会場等使用料	1日当たり 47,480円	定額	
		受入	交通費 ※バス等による 県内での移動 に限る。	1日1台当たり 105,800円	定額	2,124千円
			宿泊費 ※県内での宿泊 に限る。	1人1泊当たり 9,800円	2分の1 以内	
			会場等使用料	1日当たり 47,480円	定額	

【補助金額について】

「補助対象経費の実支出額」と「補助基準額」とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を補助金額とする。ただし、補助限度額を補助金額の上限とする。

別表第2 省略